

新型コロナウイルス感染症

5 類移行後の対応についてのご案内

新型コロナウイルス感染症については、5月8日から感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されることとなりました。

よって5月8日以降は、日常における基本的な感染対策については、主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねられることが基本となります。

当ゴルフ場におきましても、5月8日以降は関係機関のガイドラインに準じての対応とさせていただきます。

今後の厚生労働省および、山梨県など関係機関の感染症対策の変更、感染者が著しく増加した場合などには、対応を変更させていただくことがございます。

なお、館内の空気清浄機や、フロント設置のパーテーションなど一部の感染症対策関連備品は継続して設置させていただきます。

2023年5月8日

西東京ゴルフ倶楽部